

株式会社ケーブルテレビ富山有線放送電話契約約款

平成 20 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 富山市八尾町内の加入者相互間の連絡の便を図り、地域住民の生活及び文化の向上に寄与するため有線放送電話を設置する。

(業務及び業務区域)

第 2 条 有線放送電話設備により行う業務は、有線放送電話業務とし、その業務区域は、富山市八尾町とする。

2 有線放送電話の利用者は、富山市八尾町に住居を有し、独立の生計を営んでいる者及び富山市八尾町内に事業所を有する商工業者で住民と関係の深いもの並びに官公署あるいは公共施設およびその他当社が特に認めたものとする。

3 有線放送電話は、当社テレビサービスである八尾B加入コースおよびC加入コースに付随したサービスとする。

(加入の申込み)

第 3 条 有線放送電話の加入申込みをしようとする者は、当社テレビサービスである八尾B加入コースおよびC加入コースの加入申込みをしなければならない。

(設備負担金および利用料金)

第 4 条 有線放送電話の設備負担金および利用料金は、当社テレビサービスである八尾B加入コースおよびC加入コースの各料金に含むものとする。

(解約)

第 5 条 有線放送電話に加入している者(以下「加入者」という。)が解約しようとするときは、当社テレビサービスである八尾B加入コースおよびC加入コースの解約の届出を当社にすみやかに行わなければならない。

2 当社は、加入者が脱退の届出をした場合は、速やかに設備を撤去する。

(使用の停止および加入の取消し)

第 6 条 当社は、加入者が次の各号に該当するときは、その使用を停止することができる。

- (1) この約款の規定に違反したとき。
- (2) 故意により有線放送業務又は施設に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) 当社が設備の保守を行うため、やむを得ないとき。

(設備の管理)

第 7 条 当社は、有線放送電話設備に障害を生じ、又はその設備が耐用できなくなったときは、すみやかにこれを修理又は復旧する。

(器機の保管等)

第 8 条 加入者は、機器等を移動し、取り外し、変更し、若しくは分解し、又はこれに他の線条機械等を連絡してはならない。

2 加入者は、前項の規定に違反して機器を破損し、変更したときは、その復元に要する費用を負担しなければならない。

3 加入者が家屋の改築等によりやむを得ず機器の設置場所の変更をしようとするときは、事前にその旨当社に届け出なければならない。ただし、これに伴う費用は、全額加入者負担とする。

(加入権の譲渡)

第9条 有線加入電話の加入権は、譲渡することができない。